

霧島市有財産の有効活用に係る
サウンディング型市場調査

実施要領

令和4年2月

霧島市

1 調査の目的

霧島市では、健全財政の堅持と適切な公共サービスを両立していくために、公共施設が抱える様々な課題を明確にし、今後の公共施設の管理運営の方向性や方針等を定めた「霧島市公共施設管理計画」を平成 27 年 3 月に策定しております。

この計画では、取組みを推進していくために民間活力の活用を取り上げています。施設等が抱える課題への対応を、行政のみで行うことには限界があり、市民・民間事業者との協働・連携し専門的な知識やノウハウを活用することにより、対応策の幅を広げることができます。

今回のサウンディング型市場調査では、民間事業者からの市有財産の有効活用に係る自由な発想による提案を求めることにより、従来の手法や発想にとらわれずに、市民サービスの向上、地域及び地域経済の活性化、新たな財源の確保並びに事業の経費節減を図るために実施するものであり、今後の事業化の可能性を検討することを目的としています。

- 民間事業者からの提案内容について、市において事業化を検討するものであり、契約の相手方を直接選定するものではありません。
- 事業化にあたっては、原則として別途公募等を行います。この際、当該事業に係る提案者であることを理由とした優先的取扱いはいたしませんのでご了承ください。

2 調査の概要

(1) 提案対象

本調査の対象は、次に掲げる市有財産の有効活用により、市民サービスの向上、地域及び地域経済の活性化、市の財政負担軽減及び歳入確保につながる提案とします。

【市が想定する提案のテーマ】

- ① 公共施設等の余裕空間、未利用財産の有効活用（貸付、売却、目的外使用など）
- ② 公共施設等の管理運営の水準向上・経費節減（効率的で効果的な維持管理、設備更新手法など）
- ③ ネーミングライツ事業（公共施設、公園、道路など）
- ④ 広告事業（公共施設等への広告媒体設置など）

(2) 対象外となるもの

次のいずれかに該当するものは、本調査における提案の対象外とします。

- ① 本市に新たな財政負担を生じさせる提案（人件費を含む提案時点の事業経費を上限とします）。ただし、長期的な視点から財政負担の軽減につながるなど、市政運営に多大な貢献をすると判断するものは除く

- ② 既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により、単に事業相手方となろうとする提案
- ③ 単なる施設や事業の廃止、縮小等に関する提案
- ④ 市が事業化を予定している案件に関する提案
- ⑤ 関係法令に抵触するなど、事業化の可能性がないことが明白な提案
- ⑥ 民間事業者が実施することが適当でない事業に係る提案
- ⑦ 里道、水路等の払下げを求める提案

3 提案者の資格

特に業種の指定はありませんが、個人は提案者になることはできません。

また、次の各号に該当する場合は、提案者または提案者の構成員となることはできません。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者
- ② 法人の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団、又は暴力団若しくはそれらと密接な関係を有する者

4 調査（個別対話）の実施方法

(1) 実施期間

期限を定めずに、通年で実施します。

(2) 申込方法

参加を希望される事業者の方は、（様式 1）参加申込書を記入の上、電子メールにて御提出ください。

(3) 調査（個別対話）の実施

ア 市有財産の活用を前提に、30～1 時間程度を参加事業者と日程調整の上、原則霧島市役所本庁舎で行います。

イ 調査（個別対話）は、参加事業者から一括して御説明していただいた後、市側から質問等を行います。

ウ 調査（個別対話）終了後に、必要に応じて追加調査（対話）や文書照会、アンケート等を行うことがあります。

(4) 調査（個別対話）結果の公表

調査（個別対話）結果の概要については、参加事業者の名称、知的財産の保護に配慮し、原則として、後日ホームページで公表します。公表内容は、公表前に参加事業者を確認したうえで公表します。

(5) 提出書類の取扱い等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却いたしません。

ん。また、本市が本調査の結果公表や今後の事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

(6) 費用

調査（個別対話）への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

5 問合わせ先

担当 霧島市役所総務部財産管理課財産活用グループ

住所 〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

電話 0995-64-0850

Eメール kanzai@city-kirishima.jp